

平成 22 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会 第 13 回会議要旨

<出席者>

外部評価委員（4名）
岡本部長、小菅委員、中原委員、山村委員、
事務局（3名）
木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

<開催日>

平成 22 年 9 月 1 日（水）

<場所>

区役所本庁者 6 階 第 2 委員会室

<開会>

1 補助事業評価の取りまとめについて

【部会長】

第2部会を始めます。

今日は、補助事業評価について、全体会での議論を参考に、再度調整するという事です。

一番の問題は、私どもがCとしたところですが、他の委員会ではかなりその辺も厳しくDという評価をしたところもあります。そのあたりをどうするか。Cは抜本の見直しということですが、抜本の見直しということは、事業そのものはいいだろうということになるという意見が前回の分科会でも出たかと思えます。

その組織が悪いとか言っているのではなくて、要するにその補助事業として支出が適切なのか。その補助事業に対してやっている事柄がその補助事業になっているかということですよ。その視点で私どものほうも見ていくということをしてしたいと思います。それでどうでしょう。

進め方、一つ一つやっていくということによろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

では、男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業です。これはB評価といたしました。B評価というのは見直し、検証が必要な部分があるということで、23区初の試みという点は評価できるが、補助件数が目標をかなり下回っていることで事業の周知方法を工夫するとともに、さらなる事業推進のため、計画事業（ワーク・ライフ・バランスの推進）との連携を強化する必要がある。

また、男性従業員の育児介護休業取得が進まない理由としては、就業規則、職場の雰囲気、労使の意識不足のほか、その時々を経済状況に左右されるなどが考えられる。これらの分析が必要ではないかということで、区の取り組みとして、事業周知や企業へ奨励することにより、認証企業を増やす姿勢は評価できるが、目標の達成は低いわけですから、特にこのときは、改正育児・介護休業法が施行されましたので、男性の育児・介護休業取得推進に向けた法整備も進んでおり、今後の進捗状況を見きわめていく必要がある。今後の取り組みが期待できるとしております。

これは、計画事業のワーク・ライフ・バランスが進むことが前提となっていて、これが補助事業になったという形になっているわけです。

ここで皆さんの意見が多く出たのは、やはり周知徹底、この事業の周知をもっとしたほうがいいたろうというような意見が中心だったかと思います。それをまとめると、こんなふうになるということですね。どうでしょう、これはB評価ということで、内容に問題がなければこのまま次に行かせていただきますが。

【委員】

現下の経済情勢だと、なかなか企業では取り組みづらい事業ですよ。

【部会長】

そうなんですよ。

だからといって、こういうものをやらなくていいかというわけでもないということなんですよ。ただこの23区初の取り組みというのは評価していい部分だと思いますので。

【委員】

まだ始まったばかりなので、ちょっともう少し経過見ないと。

【部会長】

わからないですよ。

【委員】

Aに近いBじゃないんですか、そんなのはないけど。

【部会長】

21年度から始まった事業ですので、今後の活動に期待するというようなことを入れておきますか。達成状況があまりよくないわけですので、目的の達成状況の中に、今は低いけど、今後期待するというのを入れましょう。

【委員】

就業規則とか雰囲気とか意識不足、こういう客観的なデータが欲しいですよ。どういうところがやっぱり周知徹底されないのかということも含めて。それを包含して分析が必要ではないかと考えていいと思うんです。評価としてはBでいいのではないのでしょうか。

【部会長】

次はプレイパーク活動の推進、これはAです。非常にぴったりと合っている、目的と補助事業が非常に合っているということです。今後の意見として、プレイパークリーダーというのを

より養成してくださいということでよろしいでしょうか。これはAで問題ないと思います。

【委員】

問題ないですね。

【部会長】

次の民間学童クラブ利用料助成、これもAです。これに関しましては、要するに区立の学童クラブでうまく吸収できないところで民間の学童クラブでいって、そこにかかる費用を助成するということです。これも区の学童クラブとの平等性を保つ役割は果たされているということで、特にAで問題ないかと思いますが、よろしいでしょうか。

その次が問題のところになります。地区青少年育成委員会活動への支援、これはCとしました。これをちょっと理由のところと協働の視点の意見まで確認したいと思います。

【委員】

これは問題のCという概念についてなんですけど、目的の達成状況のところ、目的の達成は低いと判断せざるを得ないと、Cというものを引き出すためにこういうふうな表現になっているかと思うんですけども、要は目的自体が変わったというか、今必要としている本来やるべきことが変わってきているから、今の活動状況では補助金が適切に使われていることにはなっていないということなんです。

やるべきことというのは、結構今日は相当あるんじゃないかと思うんだけど、そのところを的確にメッセージしないと、青少年に対しての育成事業みたいなのをやらなくていいということではないので、そこを間違われちゃうと困るという気がするんです。

Cにするけれども、こういうことがきちっと行われなければいけないということを一方でメッセージしておかないと、青少年に対してのこういう支援活動みたいなものがないがしろにされるような世の中になっちゃうと困ると思います。

【部会長】

評価の理由の最初のところに地方の特性を生かした青少年の健全育成を推進する上で果たす役割は大きい、重要であるということで、十分認識し、期待している、課題は山積しているんだけど、これらの課題解決にどうも合っていないと。

【委員】

ええ。

【委員】

そういう活動でなく、行事中心です。

【部会長】

評価の理由で伝わってくると思うんですけど、いかがでしょうか。

何か不十分なところがありますか。具体的に新たな事業展開を考えてというようなことを入れますか。

【委員】

青少年の自立支援に取り組む課題をよく把握して、自立支援の問題解決への対応を、と。

【委員】

例えばこの目的達成状況の④のところ、「青少年育成のねらいは」かくかくと書いてありますよね。そこに「重点をおくべきである」と、したがって、現在の目的の達成は低いというふうにすればいいかもしれないですね。

【委員】

わかりやすい。

【委員】

これらの目的の達成にはほど遠いと、こういうことで。

【委員】

そういうことです。だから、委員言うように、やめては困るんだけども、現在の事業はCだということです。

【部会長】

そうですね。これはやはりBではなくてCということでよろしいですね。

【委員】

はい。

【部会長】

そうすると、④の目的の達成状況のところ、青少年健全育成のねらいは、として、「もう少し重点をおくべきである」と。現在の事業内容は、その目的の達成が低いと判断せざるを得ないということで。

【委員】

そう、現在の事業内容では。

【部会長】

決して活動が悪いと言っているわけではなくて、中身の問題ということですね。これはCということでよろしいですか。

補助事業の評価というのは、やっぱり区に対して言うべきものですよ。 「事業内容に変化が見られないにもかかわらず、補助が継続され」ということで構わないと思います。

【委員】

社会情勢が変化したにもかかわらず、事業内容がそういうふう合っていない。見合っていないとか、それに伴って変化していないということを入れると。

【部会長】

社会情勢の変化についていっていないと。

区が何をこの事業で求めているかというのを明らかにして、その課題を地域住民とともに解決する姿勢ということだと思ふんです。

【委員】

団体に、区は働きかけるというか、本来、今日的な課題にきちっとその団体が取り組むように指導されたいというふうな表現で結ぶのは全く異存はないんですけど。

【委員】

青少年健全育成の中で4つの事業ということを言っているわけでしょう、要望の中で。その青少年健全育成に関する事業とは一体何かということなんですよね。健全育成って何かということについては、やっぱり冒頭に示したように、自立していないわけだから、いかに自立を助けるかということなんです。だから、そのために例えば少年の主張の大会をやるとか、あるいは立志式をやるとか、健全な地域スポーツを奨励するとか、そういう学校や家庭でできないことを健全育成というんだけど、そういう認識が区のほうでないですよ。

それから、もう一つ柱の中で、青少年を取り巻く社会環境の浄化運動ということを行っているわけです。その浄化運動とは何かといたら、やっぱり危険地区を探すとか、あるいは危険マップをつくるとか、あるいは有害図書を追放するとか、そういう具体的な事業を区が育成会に示さないとわからない。

補助金出してもやらなきゃならない事業というのは、これは中学生の社会参加ですよ。今の中学生の自分の地域の中を見て、どういうことが課題か。例えば高齢化の問題とか少子化とか安全とか、あるいは居場所とか、そういうのはないわけだから、そういうところをどうやって探してやるのかということ。そういうことを中学生も一緒に企画から、計画から実施までやるのが中学生の参加なんです。

外部評価委員としては、抜本的に考え直していただいて、もしそういう事業をやるなら、公募制とか入札制とかということにしてやらないと、税金はよく使われないんじゃないかと思うんです。

地区でこれだけ、例えば虐待の問題が騒がれている。例えば、各地区でそういう問題はどこでやるかといったときにここしかないと思うのです。その虐待についてネットをつくりましょうということで、どこの組織でつくり上げるかというのはここしかないと思うんですよ。そういうことが全然取り組まれていないじゃないですか、報告書を見る範囲内では。

【部会長】

それでは、そのことを区が明確に委員会に示さないのがいけないというスタンスでいきたいと思います。それに基づく補助事業の趣旨に即した事業内容を団体に対して指導されたいと、したらいいんじゃないですか。

【部会長】

評価としてはCということによろしいですか。

【委員】

結論はDにして、こういうふう本来やるべきことが行われていないというようなことを書いて、今のままでは機能しないからDだということならばいいんじゃないかと思ったんですが、合っていないからやめろというだけにしちゃうと、先ほど委員が言われたようなニュアンスが全くメッセージされないということになるんじゃないかということです。

【委員】

Dとして、事業に対しては今のままではだめだというふうに、そのところで一回言い切っ

て、「したがって」というようなことで、新たな視点からの取り組みを期待したいとかいうふうな、また以下の文章をつけてみたらいいんじゃないですか。

【部会長】

多分、インパクトというか、一番最後につけたほうがいいと思うんです。最後にDと書いて、現在の補助の内容ではDだと、そこで終わるといのはどうでしょうか。

【委員】

ヒアリングのときにも抜本的に変えるとか、そういう姿勢は見られなかったです。

【委員】

要は、期待しているから、連携して本来活動すべき、連携して解決すべきだと。したがって、我々はこういうふうな活動では十分じゃないので、Dとせざるを得ないというふうな。

【部会長】

そうですね。今までの内容で区が補助金を出しているのじゃだめだよというものですよね。要するにもう1回考えてくださいということで。

【委員】

事業競合が見られる補助対象については整理されなければいけないとか。

【委員】

Dにするんだとすると、補助を行うべき事業内容が十分把握されていないとか、そんなことなんじゃないのか。

【委員】

やっぱり精査という言葉がいいんじゃないでしょうか。

【部会長】

そうですね。きちんと精査しましょうという。

では、次、認証保育所開設準備期間施設賃借経費補助、これは特にA評価なんですけれども、問題ないかと思います。新しい事業です。よろしいでしょうか。

次の認証保育所保護者の負担軽減、これも新しい事業で、家庭の所得に応じた受益者負担適正化ということも内部評価に出ており、それもしっかり把握しているということで、A評価でいいかと思います。よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

次の私立幼稚園協議会への事業助成で、これは前回B評価で、やはり内容を見直してくださいというふうになっておりまして、その理由として、きちんと実態を把握して、教職員の資質向上という効果が期待できる事業かどうかさらに検討する必要があるという内容がついていました。それに対して私どももB、見直し、検証が必要な部分があるというふうに出しました。

それは目的としては達成されているんだけど、補助対象としている研修が定例化しているように見受けられるが、補助金を有効に使用する工夫が必要だろうと。さらに補助事業11

「教育研究会事業補助」の事業と連携を図るなどの検討が必要ではないか。

つまり、11の事業が公立学校、公立幼稚園。私立幼稚園の研修は私立幼稚園だけ独立している。私立、公立でこういうふうに分けて、もちろん私立独自のものもあるんだけど、もうちょっと公立、私立の垣根を飛び越えてやったらどうですかというような思いも含めてB評価になっております。このあたりはいかがでしょうか。

【委員】

いいんじゃないでしょうか。

【部会長】

次の教育研究事業補助がCになっておりまして、これは17年度ではBなんです。学校・教員にとどまらず、地域住民との連携も考えてはどうかということなんです。私どもは抜本的改善が必要というふうにしました。問題解決に向けた自主研修というんだけど、内部評価からはほとんどそれが見えてこないし、教科研修、指導技術の向上なら、それは本来業務だから、何も改めてここでやる必要はないんじゃないかということですね。この点が一番大きいと思うんです。

こちらの目的は区立学校教職員で構成される教育研究会の自主的な教育研究、研究授業への支援を通し、新宿区立学校における教育力の向上を図る。「教員自らの資質の向上により、生きる力を育む教育、確かな学力育成を図る。

【委員】

このところでやっぱり新宿独自の新宿ならではのものが見えないんです。

【委員】

本来業務ではあるんだけど、横断的な場というのも必要は必要だとは思っています。

【部会長】

これは意図的に教科・教育指導は本来業務だということもその他意見のほうに入れたんです。やっぱりそれは自分で努力しなきゃいけないだろうと。でも他の補助事業としてやるんだったら、学習不適合者とか不登校の子どもへの対応も、というのをその他意見に強調したいがために、重複なんですけど入れてもらったんですが。

【委員】

これはCのままでいいということなんですか。

【部会長】

どうでしょう。それもご意見として。

【委員】

Dにするんだったら、その他のところのものぐらいいまでも理由に持ってこない、これだけだとCのままですよ。本来業務だといっても、教育研究による指導法の改善成果などは区民目線で理解できるような方法で取り組んでほしいというんだったら、周知されたいというのはちょっと何となく弱いんですけど、Dにするんだったら区が研究会に対して補助を出すんだったら、こういう改善だとかこういうものが区民目線で行われているというふうには思われたい

からだめだと言わないとだめですよ。

【委員】

公教育だから、文科省で決められたとおりにやるわけだけでも、新宿区の教育研究会というのは独自の研究をしなかったら、補助金なんか出す必要ないじゃないですか。教育研究会に税金を出すというのは、もう少し新宿の子どものことを考えてくれなきゃ。

【部会長】

あの地区があるから何とかって、ほとんど差別化されてしまいますから、それはちょっとまずいですよね。

【委員】

私はここはCでいいのかなと思っています。研修の内容を変えてくださいと。

【部会長】

「生きる力を育む教育」の研究による指導法の改善を、その成果を区民に周知してください。どうでしょう、ここはCでよろしいでしょうか。

では、他の評価が確定したら、そのときにまた見直すということにします。

次は「新宿区猫の去勢・不妊手術費助成事業」です。これは17年答申ではCだったんです。私どもはAにしているのですが、これは社会情勢も変わったし、またいろいろ区の中でも活動しているというのを評価したということですが、このままAでよろしいでしょうか。

【委員】

全体の評価が出揃ったらそのときにまた見直すということでもいいのではないのでしょうか。

【部会長】

はい。次の「夜間往診事業助成」は、もう今年度で終わりということで、Aです。

次の「妊婦健康診査費助成」も、非常に評価できるものであるということでAにしています。

「地区民正委員・児童委員協議会に対する研修補助金」はA、これは前回もAということです。

問題は19「区遺族会に対する慰霊祭運営経費等補助」で、Cにしております。前回もCで、前は指摘事項として、終戦後60年経過し、遺族会の会員も高齢化していると。遺族会に対する補助だけをもって戦没者への慰藉とするのはどうか。ひとつの区切りとして考えてもよい時期にきているのではないか。私どもも、今回Cにしたときに同じことを言っています。そうすると、17年のときも言われて、今回も言われているということをどう考えるかということです。

また、この補助事業が平和事業の一環としての性格を持つのであれば、過去から未来へつなぐ事業に転換することを提案したいと書くと、この事業は一たん終わるといふ、この文章だけで一たん終わるといふふうに見えるんです。

【委員】

遺族会に対する補助だけをもって行うことは妥当ではないと言っているんだから、もうそれはDだということですよ。

【部会長】

じゃDでよろしいですか。

【委員】

この補助事業は他の平和事業として、より趣旨が過去から未来へつなげる事業という趣旨がより完結するように継承して行って欲しいと、そういうことをメッセージしておいたほうがいいんじゃないかと思えますけど。

【部会長】

よろしいでしょうか。

次、「障害児等タイムケア事業運営助成等」もAで問題ないと思います。

「特別特養老人ホーム等建設事業費助成」、これは継続せざるを得ないということで、300床確保できたんだから、やめるわけにいかないということで、これは今のところAです。

「特別養護老人ホーム運営助成等」に関しましてはBなんですけれども、これは要するにかつて区立だった特別養護老人ホームについてお金を出しているということで、見直し、検討が必要であろうという評価になっております。

【委員】

本件は制度の変更に伴う経過措置であるから、一定期間経過後、見直しを図るということが適切ではないかと、だから、その他意見のところも、特定時期における補助金、その経過措置としての補助金だから、前払い100%とやっているんだけど、補助金の性格からすればそういう補助金がおかしいという意見です。

【部会長】

見直し、検証が必要ということですよ。

【委員】

ええ。他と同じく、他の事業の評価が定まってから最後にもう一度考えたほうがいいんじゃないですか。

【部会長】

ちょっとこれは検討して。

23番「サービス評価事業」もB評価にしております。これに関しては、前回の審査委員会答申がBで、大切な事業であるけれども、本質的には事業者がみずから受審すべきものであると、制度当時の呼び水の役割としての助成制度なら理解できるが、評価体制の充実をよく見て対応すべきであると言っています。

今回のB評価というのは、要するに事務負担が大きいために受審できないなど、お金を出しただけでは達成できない問題もあると言っています。第三者評価自体は必要な評価であると評価をしています。

【委員】

これはやっぱりBなんでしょうね、今日的には。

【部会長】

つまりお金だけじゃだめだよと言ってるわけですね。もうちょっと事務負担の軽減とか他の

ことも考えたらということですよ。これはBで。

あとは「介護福祉士資格取得費用助成」、これに対しましては別に大きな問題はないんですけども、費用助成を受けた者の役割としての認識が弱いのではないかと。区が認識させていないのではないかとということで、もうちょっとこの助成を受けたことで、ちゃんと役割も認識して欲しいということで、Bということになっております。これはBでよろしいでしょうか。

【委員】

今回、はっきりとそのアンケートに答えることがその補助金を出す条件とするべきみたいなことは書かなくていいんですか。弱いという感じだけで。

【部会長】

もうちょっと強く。

どんな役割であるかを具体的に明示し、区が認識させていく必要がある。

【委員】

補助要綱の中にも記載されていないのでしょうか、報告書については。

【委員】

報告書とはなかったです。

【部会長】

交付をしたら交付しっ放しですね。補助金交付の取り消しのところでも、別に落ちたからあげない、返せとは言っていない。そうすると、補助金の交付を受けた者への報告義務を期待する。報告義務を明示するなどの姿勢を区は示す必要がある。その他意見の最初のところにも、書いておくことにします。現在の一定期間経過後、またこの補助事業を打ち切ることも視野に入れる必要があるだろうということです。これはBのままということにします。

続いて25番「医療介護支援事業」です。これは看護師じゃなければできない特別指定業務があって、それに対して看護師等を多く入れるための補助金ということになります。

【委員】

これは逆に何でBなんですかね、Aじゃなくて。この制度の改正があり得るからBという、そういう意味ですか。

【部会長】

これだけだと思います、ここは。

【委員】

この補助金だけを見ればAでもいいような気がするんですけど。

【委員】

Aでいいんじゃないかな。

【事務局】

ここについては、計画事業に合わせて変更していくべきではないかというような意見がございました。そこで、もっと方策を考えてという言葉があったのでBだったんですが、ただ、それが、これ以上のことができないというので、その部分で部会長と相談させていただいて、そ

の文言部分を消したんです。

【部会長】

そうですね。法制度の変更に合わせて云々といっても、できないんですもんね。

これはAにしますか。

【委員】

Aですね。

【部会長】

はい。これはAに変更してください。

次が「保護司会への事業助成」。保護司会に関しましては、17年の答申が「保護司会の活動の重要性から支援することは理解できるが、見直し案で示された事業はふさわしいものとは思えない。むしろ保護司会の活動の周知とか、理解を深めるといった活動への助成の方が良いのではないか」ということで、これは趣旨が今回も基本的には同じだと私どもも考えました。

【委員】

これは、だから根本的に考え直してもらおう事業ですね。

【部会長】

そうなんです。

そうすると、Dということになってよろしいですか。

【委員】

はい。

【部会長】

Dとした場合に、どうでしょう。

【委員】

この評価の理由の結びのところ、要綱に直結するような事業として再検討する必要があるとかいうふうにする。

【部会長】

再検討ですね。

【委員】

協働の視点のところの意見が公募して、公募するなど、ここも何か新たな道を開く必要があるとか何か、そういう。保護司の協働の視点の結びを区民の協働で取り組む企画を公募するなど、新しい試みで出直して欲しいとか、何かそういうことはやって欲しいということでしょう。

趣旨はいいんですよね。保護司のそういう役割を社会に徹底させて、より保護司の活動が充実するようにするということは大事なことだという、そういうことですよ。

【部会長】

新しいネットワーク建設では、区民との協働で取り組む企画を公募するなどの新しい試みを行う必要があるということですね。

【委員】

試みの中で、この保護司の活動の重要性が周知徹底されるようにしていく必要があると、丁寧には言えませんがそういうことですね。

【部会長】

はい。保護司の活動を周知する努力をするべきであると。

じゃこれで保護司会はよろしいでしょうか。

次が「障害者就労支援施設事業運営助成」、これはAとなっております。これは前払い必要だろうということで、これは理解をしているということです。

次の「障害者福祉活動事業助成」、17年答申では団体の活動状況の効果検証を行っているのか、団体の活動に助言を行うことも考えるべきではないかということですが、これはほぼ目的どおり達成されているけれども、そういう団体がどんどん減っているという事実があると。ですので、ただし、新規参入を促す対策が必要であるということをいろいろ指摘はしているんですけど、事業それ自体に関してはAであるというふうに了解しております。

いいですか。

【委員】

評価理由ですけど、Aだから目的は達成されているというのもいいと思いますけれども、ただし新規参入を促す対策、これはこれでいいのでしょうか。

【部会長】

後半の協働の意見のところにも、新たな事業者参入を支援する対応などを検討する必要があるということで入っています。

目的はほぼ達成されているというところで。

今度は「高齢者クラブ連合会事業助成」です。17年答申もBです。「現在の助成対象は高齢者の生きがいに資するものであるならば問題はないが、会員数の減少している状況から見て魅力的なものかどうか疑問がある。高齢者クラブの活動や高齢者の生きがいを、趣味・娯楽に限定して考えていないか」というようなことで、これはやっぱり今回と同じなんです。

【委員】

他の事業の評価とのつり合いでいくと、これもDになってしまうのかなという気はするんですけど。

【委員】

別の感じでは、これは29がCで30がDなんじゃないかというふうに思います。

【部会長】

そういう感じします。

【委員】

やっぱり高齢者の問題というのは大事な問題だから、高齢者の地域へのデビューを促進するというために、こういう事業はやっぱり必要なんじゃないかと思いますものね。

【部会長】

内容なんですよ、要は。

そうすると、クラブへの助成はCとして、加入したくなるような活動に補助することが望まれるという言い方でよしとして、クラブのバスについては、今後の社会情勢を踏まえた検討の必要があるじゃなくて……。

【委員】

やっぱりある意味では29の事業内容ともかかわってくるわけですけども、やっぱり受益者負担というようなことで、ここまでやっていくのかなという感じがしますけどね。

【部会長】

そうすると、バスはDでもよろしいですか。

評価の理由のところ、適切という内部評価は疑問であるとして、バス利用は受益者負担が原則と考えると入れて、Dに。

【委員】

29番のほうは、やっぱり高齢者の数が増えてきていて、もう少しいわゆる団塊の世代が高齢者デビューしてくるようなことも含めて数が増え、またそういう新しい層が生まれてくるんで、こういうふうには価値観が多様化してくる中で、それに即した補助内容でやっていかなきゃならないという。

ここは、その対象はますます膨らんできているというようなことをはっきりメッセージしておいたほうがいいかなという感じがしますけど。

【部会長】

逆に高齢者クラブの意義は認めるということをごどこかに入れますか。

最初に高齢者クラブの意義は認めると。しかし、団塊の世代が入ったりする中で、多様な価値観があるので、従来の事業を継続するための補助事業では難しいんじゃないか。

【委員】

さらに丁寧に言えば、高齢者クラブをまとめていく連合会としての仕事というのは大事だと。個々の高齢者クラブはいろんな形でいろんな活動をしてもらうということだけど、それに横串を刺すようなことが、状況が変わってきているから重要だと、そういうことでこれは連合会の助成だということに意義を認めて。

【部会長】

そうですね。意義は認めるということで。これでちょっとやってみましょうか。

【委員】

そういうような感じがしますけど。

そうしたときに、11番「教育研究会事業補助」の評価はどうなんでしょうか。

【委員】

私立幼稚園協議会への助成はBなわけでしょう。これが甘いというニュアンスにはならない。

もう少しこの11番の、Cとしたところの評価の理由の書き方が内部評価の記述から十分に理解できない、ヒアリングを通じて説明があった内容は確認できたということで高く評価する、内部評価の記述は不十分だけれども、と。

これをDとはならないのではないですか。

【委員】

区民等幅広く参加を求め成果を伝えたらどうですかというのが17年の答申でもあったわけですし、それも入れて、Cでいいんじゃないかと思うんですけどね。

【部会長】

そこはC、そのままで。あとは老人ホームの運営助成金のBはどうしますか。22番ですよ。

【委員】

現状があつての事業だから、やっぱりBでしょうね。

【部会長】

変更したところを申し上げます。

補助事業の7番の地区青少年育成委員会活動への支援というのはCからDになりました。

19番の区遺族会に対する慰霊祭運営経費もCからDになりました。

25番、医療介護支援事業はBからAになりました。

26番、保護司会への事業助成はCからDになりました。

30番、老人クラブバス派遣、これはCからDになりました。

これをもって、次の7日の全体会の中で、また各部会との調整をしたいと思います。

以上ですが、よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

では、今日はこれで閉会します。

<閉会>